

令和元年6月20日

# 産業厚生委員会記録

阿久根市議会

1. 日 時 令和元年6月20日(木) 13時00分開会  
16時10分散会

2. 場 所 第2委員会室

3. 出席委員 岩崎健二委員長、濱門明典副委員長、  
川上洋一委員、中面幸人委員、木下孝行委員、  
山田勝委員、仮屋園一徳委員

4. 事務局職員 議事係主任 松崎 正幸

5. 説明員 商工観光課  
課長 堂之下浩子 君 課長補佐 牧尾 浩一 君  
係長 船蔵 真一 君

6. 参考人 松木 洋輔 氏

7. 会議に付した事件

- (1) 議案第37号 阿久根市海水浴場の安全で快適な利用  
に関する条例の制定について
- (2) 陳情第13号 国際交流における民間支援に関する陳  
情書
- (3) 所管事務調査について

8. 議事の経過概要 別紙のとおり

**岩崎健二委員長**

ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。

令和元年6月14日の本会議で本委員会に付託された案件は、議案第37号、阿久根市海水浴場の安全で快適な利用に関する条例の制定について、陳情第13号、国際交流における民間支援に関する陳情書の2件であります。

なお、本日の日程については、お手元に配付してあります日程表とおり進めていきますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部の出席をお願いいたします。

(商工観光課入室)

**◎議案第37号 阿久根市海水浴場の安全で快適な利用に関する条例の制定について**

**岩崎健二委員長**

それでは、議案第37号、阿久根市海水浴場の安全で快適な利用に関する条例の制定について、審査に入ります。課長の説明を求めます。

**堂之下商工観光課長**

議案第37号、阿久根市海水浴場の安全で快適な利用に関する条例の制定について御説明申し上げます。本市には阿久根大島、脇本、大川島の3つの海水浴場がありますが、水上バイクと海水浴場利用者との接触、ドローン飛行による事故発生の危険、海の家営業や管理に関する苦情等があることから、本条例を制定し、市、事業者及び利用者、それぞれの責務を明らかにして、マナーの向上を図ろうとするものであります。

それでは、条例の主な内容について御説明申し上げます。議案所は18ページからをご覧ください。

第1条はこの条例の目的を、第2条は使用する用語について規定したものであります。

第3条は、海水浴場の開設期間及び開場時間並びに利用者の遊泳時間について規定したものであります。

第4条は市の責務を、第5条は事業者の責務を、第6条は利用者の責務について規定したものであります。

第7条は海水浴場における行為の制限について、第8条は無人航空機、いわゆるドローンの飛行の制限について規定したものであります。

第9条は、指導、監督等について規定したものであります。

第10条は、条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることとするものであります。

附則は、この条例の施行日を令和元年7月1日とするものであります。

以上で、説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

**岩崎健二委員長**

課長の説明が終わりました。これより質疑に入りますが、質疑の前に暫時休憩いたします。

( 休憩 13:05～13:06 )

**岩崎健二委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**仮屋園一徳委員**

2条1項の海水浴場のところで、規則で定める区域となっているんですが、これは大島と大川島についてははっきりとしていますのでわかりやすいんですけど、脇本海水浴場の場合にはどのような区域をいうのか。2項の遊泳区域のことなのか、教えてください。

**堂之下商工観光課長**

脇本海水浴場においては、地番を言ってもわかりにくいかもしれませんが、北端から南端までの公共海岸から、水面方向へ200メートルの範囲全体を海水浴場として、遊泳区域はその中で別にブイで定めることとしております。

**仮屋園一徳委員**

3条の遊泳時間について、大川島、脇本について教えてもらいたいんですけど。

**堂之下商工観光課長**

大川島、脇本海水浴場について、これは私たちが管理人を配置する時間としております。午前8時30分から午後5時までの遊泳時間にしたいと思っております。

**仮屋園一徳委員**

そうであると、開場時間外に事業活動を行うこととなっているんですが、これは5時までしか事業活動はできないということで理解をしてよろしいのでしょうか。

**堂之下商工観光課長**

遊泳時間と開場時間は別に定めております。脇本海水浴場については午前8時から午後8時までを開場時間としております。

**仮屋園一徳委員**

ああ、別に定めてありますね。わかりました。

**山田勝委員**

私この前から質問をしたんですけどね、例えば遊泳禁止場所とかいろいろルールをついているじゃないですか。でもそれはあくまでも阿久根市の管理する海水浴場の規則ですよ。そういうふうにしなないとですね、例えば、朝早く泳ぐ人、あるいは夜泳ぐ人、いろんな人がいるじゃないですか。だからこれはあくまでも阿久根市の管理する海水浴場だけのルールだということを頭の中に入れておけばですね、この条例を解釈するのは非常に簡単だという気がしますよ。以上です。

**堂之下商工観光課長**

はい。これは海水浴場に限ってのことでございまして、第2条で海水浴場を、阿久根大島、脇本、大川島と3つ定めてございます。私たちが海水浴期間に管理委託をして監視員を置くのがこの3つの海水浴場でありますので、その海水浴場において責任を果たしたいということでございます。

**濱門明典副委員長**

まあ規則で定めるのはいいんですけども、こういう条例をつくってもですね、外部からのお客さんとか、来られて泳いだりするわけですね。恋人同士で夜泳ぎに来たりとか。そういうのまでは抵触しないということでよろしいのでしょうか。

**堂之下商工観光課長**

行為の制限の中にそういうことも書いてございますし、海水浴場の入り口にはそういった看板を立てたいと思っております。ただ、そこまで私どもは監視はできないということでもあります。監視員のいる時間を遊泳時間としておりますので、それ以外の時間に来られても、そこは自己責任ということになるかなと思います。

#### **濱門明典副委員長**

そのところ、時間外での遊泳は市の責任は免れるといった文章がなければいけないと思いますよね。時間外遊泳禁止としたところで誰かが来て、死亡事故なり事故が起こった場合、市にはそういう責任はないよと。

それから、営業は8時から8時までということですけど、その時間には職員が来て指導をしているといった感じなんですか。

#### **堂之下商工観光課長**

海の家については、今後、海水浴期間前に関係者と協議を行いますので、そこでしっかりと周知をして、午後8時には出ていただくようお願いしたいと思っております。

#### **山田勝委員**

今の濱門委員の、時間外については責任をもちませんよというようなやり方じゃいかんですよ。時間外であろうとも、阿久根市の管理するところでは泳いではいけません。これは大事なことですよ。何かあったときに、阿久根市はどうしたのかということになりますから、責任をもちませんじゃないんですよ。

一つ気になるのはですね、立派な海の家があります。あるいはあそこでキャンプをしたり、夜通し飲んかたをしながら夜を過ごすじゃないですか。そういうことはできないのか、どうなんですか。

#### **堂之下商工観光課長**

多分、脇本海水浴場のことをおっしゃっていると思うんですけども、ウミガメが上陸するということもありまして、夜間に明かりがあったらいけないということを聞いております。そういった自然保護の観点から、今までもキャンプ等については許可をしておりません。

#### **山田勝委員**

非常にね、近ごろ厳しくなりすぎてね、逆に楽しみを奪っている。脇本海水浴場のイメージダウンにつながっているようなんだけど。この条例は阿久根市の管理する海水浴場だけのことですよ。あとはどげんしてんよかん、というふうに言ってはだめだけど、そういう気持ちで海水浴場とか阿久根の観光とかさせないかんような気がしますよ。以上です。

#### **岩崎健二委員長**

あくまでも本条例の範囲内においてこの条例が適用されるということで、この条例で区域にされていない場所については、この条例は適用されないということですよ。

#### **濱門明典副委員長**

確かにそうなのでしょうけど、時間を指定していますので、その指定した時間内は阿久根市の管理下にあるよということで、それ以外の時間についてちゃんとうたつとかなないと。さっき山田委員が言われたように、キャンプファイヤーやらなんやらと、よからぬ人が来たりするわけですよ。型破りの若者が来たりするわけですよ。市が管理する指定時間とそれ以外の時間をきっちり分けないと、あとあと市が管理する海水浴場やらいよとか、なんでここまでせんとか、とか言われてしまう可能性があるから。やっぱり市が管理するのは時間内だけとびっしりしとかなないと、事故が起きてからは大変ですから。

#### 木下孝行委員

確認なのですが、最初のほうで話が出た区域のことで、脇本海岸の話になるんですけど、約3キロの海岸があって、沖合200メートルまでが海水浴場になると。だけど2条の中にあるように、ロープとかブイで指定したその区域だけが、阿久根市が管理しているということなんですよ。

〔堂之下商工観光課長「はい」と呼ぶ〕

そのロープとかブイで区切った外では、遊泳を認めないということになるんですか。

#### 堂之下商工観光課長

遊泳区域というのはあくまでも遊泳者のための範囲でありまして、それ以外の範囲においてボートとかを使っていたらいいということでございます。

#### 木下孝行委員

先ほどあったように、条例をつくるわけだから当然きちっとした看板等を設置するということは考えているわけですよ。

#### 堂之下商工観光課長

はい、そのとおりでございます。

#### 木下孝行委員

利用者の方がしっかり把握できるように、何時から何時までのここまでが市の管理であって、それ以外は市に責任はないということが、来た人に明確にわかるような看板をぜひ設置していただきたい。

#### 中面幸人委員

この条例が及ぶ範囲外、例えば開場時間外に、市内もしくは市外の人がキャンプファイヤーなどした場合には、何かやっぱり罰則等はあるんですか。

#### 堂之下商工観光課長

この条例の中では罰則は決めておりませんので、指導をして退去をお願いするということになると思います。

#### 中面幸人委員

そうした場合、例えば地域の人が警察に届けた場合、あんまり意味はないんですか。

#### 堂之下商工観光課長

この条例があることによって、警察も指導しやすくなるというふうに考えております。

#### 川上洋一委員

この市指定の海水浴場には、AEDとかの蘇生装置は必ず置かれるんでしょうか。

#### 堂之下商工観光課長

はい。設置しております。

#### 川上洋一委員

どこにありますか。

#### 堂之下商工観光課長

監視員室に備えつけてございます。

#### 中面幸人委員

きれいな海水浴場ですからよそからも来たりしますけれども、駐車場管理について条例の中に何もありませんが、駐車場関係はどうなるんですか。

#### 堂之下商工観光課長

脇本海岸につきましては、私たちは民有地を借り上げをして駐車場として使用しております。去年は借り上げができなかった関係で有料駐車場となっておりますけれども、今

年度は借り上げの契約が済んでおりますので、市のほうで管理したいと思っております。

**中面幸人委員**

それでは料金等無料ということによろしいですか。

**堂之下商工観光課長**

はい。無料でございます。

**仮屋園一徳委員**

この条例を作成するにあたって、ほかの市の海水浴条例を参考にされたのですか、されなかったのですか。

**堂之下商工観光課長**

参考にしております。

**仮屋園一徳委員**

参考にされたのであればですね、さっき言われたように罰則規定はないのですけれど、罰則規定をつくっているところがありますか。今わからなかったらいいのですけれど、今後あまりに注意を聞かないとかあれば、罰則規定をつくらないといけないという考えはありますか。

**堂之下商工観光課長**

条例によって罰則規定を決めるというのはなかなか厳しいのかなという気もしております。参考にした他県の条例についても罰則規定はないようでございます。

**仮屋園一徳委員**

もう一件聞きますけど、ここに水上オートバイ、モーターボートの運用について書いてあるのですが、大島の場合はいつでもあそこにボートなどはあるんですけど、大川島、脇本海水浴場の場合、救命用のボートとかはあるんですかね。

**堂之下商工観光課長**

救命用に水上バイクを1台持っています。ただ、ここでいう水上バイクにつきまして私たちが危惧しているのは、ほかの港から侵入してくる水上バイクがあったという危険性があったものですから、ここに規制しようとするものであります。

**仮屋園一徳委員**

下村海岸なんかの場合には救命用のボートがないと、なかなか生身の体では助けられないと思いますので、その確認でした。ありがとうございます。以上です。

**濱門明典副委員長**

阿久根市が管理する区域は監視がいますよね。区域外で遊泳されたり、水上バイクでもなんですけれども、やっぱり注意喚起ができるというふうにしとったほうがいいんじゃないですか。ここはあんたたちが管理していないところじゃないかとか、へそ曲がりみたいな人もおったりするわけですから、区域外で遊泳したり、危険な遊びをしたりするときには注意喚起ができるという内容を入れたほうが、私はいいと思いますよ。

**堂之下商工観光課長**

今回こういう条例をつくることによって、そういった注意がしやすくなるといった利点があると思います。海上保安部とかも遊泳区域外でのそういった行為について指導しやすくなるというふうにお聞きしております。

**山田勝委員**

第5条に、事業者は、その事業活動に関し、海水浴場の安全で快適な利用の確保及び近隣住人の生活環境の保全に関する必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が行う海水浴場の管理に協力しなければならないとあるんですが、私はいつも思うんですが、業者は

市が管理する海水浴場で商売をするだけ。もっと海水浴場の管理に積極的に協力してほしいと思いますよ。第6条は利用者の責務、利用者というのは海水浴場を利用する一般市民ですか、それとも業者ですか。

**堂之下商工観光課長**

利用者というのは海水浴場を利用される一般の方でございます。

**山田勝委員**

それはそれでいいとしてもね、私はあそこでやっている事業者がね、もうちょっと積極的に美化に努めたり、あるいは海水浴場の維持に努めたりしてほしいと、いつも思っているんですよ。一般の市民ではですね、市がちゃんとやってくれるところで商売できる人っていないですよ。お金もうけができる人っていうのは。そういう意味では、やはり事業者が美化や維持に責任を持ってくれないと。公平じゃないですよ。事業者は何年かに1回更新するんですが、阿久根市が何か意見書を出すとかあるんですか。

**堂之下商工観光課長**

事業者につきましては県の占用許可を受けて事業をしておりますので、その占用許可の申請の際に、意見書を県のほうに出しております。

**山田勝委員**

そういうことであつたらね、やはりあそこで事業を行う人にもね、それなりの条件をつけて、協力してくれるように厳しくお願いしたほうがいいと思いますよ。

**堂之下商工観光課長**

私たちがそこを厳しく書きたかったところではあつたんですけども、県が占用許可をするものでございますので、こういった書きぶりになったところでございます。

**山田勝委員**

トラブルはですね、ほとんど業者と関係者とのトラブルですよ。ですから、県も地元自治体から状況を聞いて、許可する時の付帯条件でつけるように書いてやる必要があると思いますよ。

**堂之下商工観光課長**

はい。意見書は厳しいことを書いて出しておりますけれども、そこを県がどのように裁量されたかというのは、私たちのほうにはわからないところでございます。

**木下孝行委員**

山田委員の意見に私も賛同します。事業者の皆さんが海水浴場開設前に整備とか環境をよくするような活動をしている実績はあるのですか。例えば美化活動をした実績とか。

**堂之下商工観光課長**

それについては私のほうは把握をしておりません

**木下孝行委員**

市はやったことはあるのですか。

**堂之下商工観光課長**

私たちが借りている駐車場の範囲等を含めて清掃活動を行っております。

**木下孝行委員**

管理者の市がやるのは当然かもしれないけど、そこで事業をやって利益を生んでいらっしゃる方々にも協力してもらおう。ここはほかの海水浴場と違って、単独の事業者が利益を生み出しているのだから。県の許可であっても、県とも協議しながら、業者と市が労力を一緒に出して、よくなるための努力を同じようにしてもらおう。そういった協定書も今後考えていってほしい。

### 堂之下商工観光課長

今おっしゃった意見を参考にしながら、また協議を進めていきたいと思います。

### 山田勝委員

ついでだから言いますが、よく考えてみてください。さあそこで商売をしますよ。駐車場も買ってあげます。管理もしてあげます。銭もうけをしてください。普通そんなのはできないですよ。そんなのは。阿久根市でやっで阿久根市がちゃんとしてくれんかって、勘違いしている業者もおりますよ。自分たちで駐車場を買って、自分たちでやればいい話ですよ。でもそういうことはしてないわけでしょ。ですから、厳しい条件をつけてでもしないと、おんぶにだっこですよ。議会がせからしかもんでって言うていいです。そう言わないとね、しない。駐車場の掃除すらしない。市は駐車場もしてくれんって、言ったでしょ、去年も。おいのとはきれいにせんじ、あひこはしてくれたって。そういう心ない人がいるからね、やっぱり厳しい話をせんといかんですよ。商工観光課に後押しする意味で言うたつでな。

### 濱門明典副委員長

出店費用とかはないんですか。無料で出店させてるんですか。

### 堂之下商工観光課長

海岸の占用許可ということで、県に申請をして使っているという状況ですね。

### 濱門明典副委員長

費用を出さなくても、県が許可すればそのまま出店できるということですか。

### 堂之下商工観光課長

多分、費用負担はしていないというふうに思っております。

### 濱門明典副委員長

責任感を持ってするためには、やっぱり幾らかの出店費用を拠出してもらうのが私は妥当だと思いますけどね。今聞いていますと、おんぶにだっこで商売して後は知らないよという感じで、それはどうなのかな。

### 岩崎健二委員長

少し休憩します。

( 休憩 13:33~13:38 )

### 岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ほかにありませんか。

〔山田勝委員「委員長」と呼ぶ者あり〕

### 山田勝委員

ないけど、今委員会の中で出たような厳しい意見をつけて、業者にも必ず厳しい話をせないかんですよ。かなり厳しい意見が出ましたよってという話を。そうしないとね、ここで話をした意味がないじゃないですか。

### 堂之下商工観光課長

そのように指導していきたいと思います。

### 岩崎健二委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第37号について、審査を一時中止いたします。  
それでは、議案第37号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

#### 濱門明典副委員長

今出た意見を考慮して商工観光課が条例を定めるというのであれば賛成であるが、この原案のとおりということであれば、ちょっと問題があるんじゃないかなと私は思います。

#### 岩崎健二委員長

休憩します。

( 休憩 13:40～13:43 )

#### 岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。  
皆さんの御意見を伺います。

#### 山田勝委員

この条例についてはですね、原案のまま仮に通すとしても、第5条、事業者の責務についてですね、事業者は海水浴場の管理あるいは保全に積極的な協力をするということを付して、報告してください。

#### 岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第37号、阿久根市海水浴場の安全で快適な利用に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### ◎所管事務調査について

次に、本委員会の所管事務調査を議題といたします。

委員の皆さんから今後の調査について何か御意見等あればお願いします。

なお、お手元に近年の所管事務調査の一覧表をお配りしてありますので、参考にさせていただければと思います。本年の所管事務調査について、御意見ありませんか。

#### 中面幸人委員

配付された資料の中にもございますが、前のメンバーでもですね取り組んでいた、上から3番目の集落営農等の農業振興策について、中間報告はしてもらったけれど、まだ終結していないので、今回もこれに取り組んでほしいということとですね、あと一つ、その下のほうの鳥獣被害対策についてもですね、本会議の一般質問等でもありましたけれど、私も農業をしているので現状を知っていますが、平成28年度には、イノシシ、シカ合わせて1,400頭とっておったのが、私が前回の一般質問で聞いた時も600頭くらいに捕獲頭数が減

っている。実際、自分たちの畑にですね、今まで出てきていなかったシカもイノシシも、昼間から出てきております。もう電柵等ですね、そういう処置をしなければ農業をやっていけない状況ですので、今裁判等も行われておりますけれども、でも農家はそういうのを待っているわけにはいかないので、やっぱり市内の農家の人たちが困っているのに、議会で全然取り組まないということはいけないことだと思っておりますので、これについても一つ取り組んでほしいと思います。

#### **山田勝委員**

青果市場跡を合理活用した阿久根市の活性化について。

#### **岩崎健二委員長**

ほかにありませんか。

#### **木下孝行委員**

ほぼ山田委員と同じ考えなんですが、阿久根市街地及び市内全体の観光推進と活性化について。中身としては、青果市場跡を今後生かせないかについての調査及びうみ・まち・にぎわい再生整備基本計画の検証と調査。

うみ・まち・にぎわい再生整備基本計画が5年計画で、確かことしが終わりの年になっていると思うんですが、市は10年計画で構想と計画をつくって、構想は10年、計画は今5年しかつくっていないんですね。残りの5年は、おとといの一般質問でもあったように、要は旧港を中心とした市街地の活性化が残っているわけですね。だから、それについて青果市場跡も含めて我々も検証調査をしていきたいなと思っております。選挙でも多くの皆さんが、まちのにぎわいの創出、仕掛けをしていかないかと訴えてきたというのがありますから。

#### **岩崎健二委員長**

総じて市街地の活性化対策について、ということでもいいですか。

#### **木下孝行委員**

それでいいです。

#### **山田勝委員**

青果市場跡の活用と市街地の活性化とうことでいいんじゃないか。

#### **木下孝行委員**

観光推進も含めてそこに入れ込んでもらえれば。

#### **岩崎健二委員長**

青果市場跡地の利用を含めた、市街地の活性化と観光対策についてということでもいいですか。

ほかにありませんか。

#### **濱門明典副委員長**

事業者が変わった阿久根の道の駅について、前はまちづくり公社がしてたんですが、今、道の駅自体の近辺はきれいなんですよ。道路向こうの駐車場の管理が全然できてなくて、草ぼうぼうです。阿久根の玄関口と私は道の駅を考えているんですが、あの駐車場の管理というのは国土交通省なのか、どこなのか。まちづくり公社は、それなりに伸びてくれば払ってくれよったんですね。今は全然しない状態なんですよ。道の駅の通路は除草したりする人がいて周りはきれいにしてあるんだけど、あっち側、山側の駐車場ですね、あそこの整備が全然できていない。そこらの問題点というのは、私なんか地元だから自分たちがしてやってもいいけれども、なかなかあそこは大変で。また、自分なんかやるとなると草の持ち出しとかが非常に厳しい状況で、短いうちは刈って倒して置いておけばいいん

だけでも、今相当伸びています。活性化というんだったらそこらへんまで、ちゃんと市のほうでも管理してほしいなというふうに考えております。

〔中面幸人委員「休憩を」と呼ぶ〕

**岩崎健二委員長**

休憩します。

( 休憩 13:51～13:55 )

**岩崎健二委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ほかにありませんか。

**川上洋一委員**

平成29年度に調査した、海を活用した観光行政ですけど、これと並行して、漁業者と水産関係者の育成を調査したい。私は、2市1町でコラボして、なんとか阿久根にも流れを呼び込めないかなと考えているところです。観光に対しては、ここら辺を少し検討していただきたいんですけど。

**岩崎健二委員長**

海を活用した観光行政と水産業の振興策ですか。

**川上洋一委員**

水産業の振興、例えば漁師の方々の船に、観光じゃないんだけど、漁船としては遊漁船という許可書を取らないといけないんですけど、それを取得した船で後継者の育成という意味を含めて、漁師ってこういう仕事をするんだという研修のようなものができるように取り組めたらなという考えがあるんですけど。

**岩崎健二委員長**

それでは、川上委員の提案を要約しますと、海を活用した観光行政と水産業の振興策についてということで上げていただいて、個々については以降の委員会で協議していくということでどうですか。

〔川上洋一委員「はい」と呼ぶ〕

一度にたくさんの調査をしようとしても、時間も予算も限られていますので。どうでしょうか、いま皆さんから出ました、鳥獣被害対策を含めた集落営農等の農業振興策について、現在議論中の新しい道の駅を含めた道の駅等の活性化について、海を活用した観光行政と水産業の振興策について、青果市場跡地の利用を含めた市街地の活性化対策についての以上四点を、本年度の所管事務調査の調査項目としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ〕

異議なしと認め、そのように決しました。

〔発言する者あり〕

休憩します。

( 休憩 13:58～14:00 )

**岩崎健二委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、陳情第13号を議題といたします。

〔発言する者あり〕

それでは、暫時休憩します。

( 休憩 14:00～14:14 )

### ◎陳情第13号 国際交流における民間支援に関する陳情書

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、陳情第13号を議題といたします。

皆さまのお手元に陳情書が配付されておりますので、意見を伺います。

仮屋園一徳委員

参考人を呼ぶ前に、また意見を出すということですか。

岩崎健二委員長

参考人を呼ぶ前に、もし意見があればお願いします。

濱門明典副委員長

参考人の松木洋輔さんですかね。さっき山田委員から聞いたら、黒之瀬戸大橋の下に行ったところの息子さんということで、

〔山田委員「経営者」と呼ぶ〕

私もあそこには2、3回行ってますけど、非常にいい場所で、頑張っておられる方なんですけれども。彼が台湾がどっかに行かれて親善を深めてきたということなんですかね。

〔中面委員「休憩を」と呼ぶ〕

岩崎健二委員長

休憩します。

( 休憩 14:14～14:24 )

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

参考人の出席要請をしてありますが、参考人の出席時間が午後3時30分を予定しておりますので、それまで暫時休憩します。

( 休憩 14:25～15:26 )

岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

この陳情書を議論する上で必要と思われる、台南市善化区との友好交流協定書の資料を請求したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決しましたので、友好交流協定書の資料請求を行いたいと思います。

それでは、この委員会に傍聴の申し出がありますので、これを許可したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、傍聴を許可することと決しました。

#### 岩崎健二委員長

それでは、陳情第13号、国際交流における民間支援に関する陳情書を議題とし、陳情の提出者を参考人として呼び、意見を求めていますので、参考人の出席をお願いいたします。

(参考人入室)

ただいま参考人として、松木洋輔さんに出席いただきました。

本日はお忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表してお礼を申し上げます。

本委員会では、6月14日の本会議において本陳情書が付託され、審査をしております。今回、陳情提出者の説明及び意見等伺い、審査の参考としたいため、本日お越しいただいたところでございます。よろしくをお願いいたします。

それでは早速ですが、陳情書の趣旨について、まず参考人から説明をお願いいたします。

#### 松木洋輔参考人

台湾の善化区と姉妹都市になったことを、市民もあまり知らない方が結構多くてですね。私のお店で調印式の前の夜の会食があったもんですから、私はそこから携わっていますが、役所同士のちょっとしたつながりというよりは、市民レベルで交流したほうが姉妹都市としてはいいのかなということがありまして。インバウンド対策ということも阿久根市が一生懸命力を入れてやっているところだとは思いますが、クレジットカード決済と外国語表記をしてただ待っているだけでは、外国人の方も来れないのではないかなというのが私の実感であります。なので、積極的に市民も出て行ってですね、外国の文化に触れたりとか、外国の方はどんなものを食べてるんだろうとか、それから、台湾ってどういう気候なんだろうとか、やっぱりテレビで見ると、現地に行って感じるというのは大分違うと思っています。そういうことから、市民が台湾に行きやすくする制度をつくっていただけないかなというのがもともとのお考えです。

#### 岩崎健二委員長

少し休憩に入ります。

( 休憩 15:31~15:32 )

#### 岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ただいま、参考人より説明がありました。それでは各委員から質疑をお願いいたします。質疑の前に参考人に申し上げたいと思います。参考人の陳情書や説明の中で姉妹都市という文言がありますが、姉妹都市ではなくて、お手元に配付しましたとおり、友好交流協定ということでありますので、御理解をお願いいたします。

〔松木洋輔参考人「わかりました」と呼ぶ〕

それでは、委員の皆さんから御質疑をお願いいたします。

#### 仮屋園一徳委員

一つ二つ質問をさせていただきたいと思いますが、当初、商工会議所青年部ということ

で出されて、後から個人名に変えられたことについては、先ほどお聞きして理解したんですが、青年部のほうでこの台湾の関係についてどの程度協議をされているのか、よろしければ教えてください。

#### 松木洋輔参考人

まず陳情を出す時点で、商工会議所の青年部の今年の視察旅行として台湾に行くことは決定しております。なので少しでも補助をいただけないかなということがありまして、会長にも許可を得て陳情を出したところだったのですが、会員の中からと外からとですね、青年部としての総意の上ではないのではないかという声がありまして、青年部として出すのであればちゃんと決を採って、文章をみんなで把握してから出さないといけないのではないかというような御指摘を受けましたものですから、取り下げました。また、自分の個人的な思いとして、青年部とは若干異なるとは思いますが、ことしだけの、青年部に対する補助だけじゃなくて、来年度からもずっとですね、市民が行きやすい環境をつくらなければ最高だなという思いがありまして、出し直したところであります。

#### 木下孝行委員

松木さんには大変忙しいところ、参考人としておいでいただきまして誠にありがとうございます。この陳情の趣旨を十分理解し、私もすごくいいことではないかなと思っている一人でございます。昨年、私も議長として台湾善化区に行かしていただきまして、協定にも立ち会って来たところでございます。阿久根市としては最初に友好交流協定を結んだ都市であって、第1号の都市であります。そういう意味ではやはり市民が、その市民と交流をするということは非常に重要ではないかなと思っております。

今回の陳情が、今の話の中では、行くときに補助をしてほしいというふうに言われたと思うのですが、私は陳情書を拝見したときに、民間の方が交流に行くときに、もちろん個人負担もありますが、公費を使って行政、議会と一緒にいくといった交流をしてほしいというふうに解釈したのですが。一人でも誰か行くときに、その人に補助をしてくれということなのかどっちなのか、確認をさせていただきたいと思えます。

#### 松木洋輔参考人

最初の陳情を出した時点では、青年部が行くことを前提に考えていたので団体には思っていたんですけども、取り下げた時点ですでね、やっぱり市民が行きやすくするためには、例えば、年間100万なら100万の枠を設けてですね、幾らかになるかはわかりませんが、一人当たり1万でも2万でも構わないと思うんですが、そういった行きやすい環境をつくらなければなという思いがあります。最終的には、制度を使えるかどうかはわからないんですけども、例えば、地域おこし協力隊みたいな人を台湾に一人派遣しといて、ツアーのアテンドをしていただくこととかですね、できるかどうかはわからないんですけども、とにかく交流がしやすい環境をつくらなければなというのが本音であります。

#### 木下孝行委員

個人一人一人に補助をしていくというのは、最初はかなり難しい部分もあるのかなと私は思いますので、初めの何年かは行政、議会、まあ議会は途中で抜けてもいいんですけども、行政も入っての交流を何年かした後に、そういった個人に対しての助成制度でもつくれたら、それが一番いいのかなというふうには思っております。

アテンドについてもですね、交流の中に人材交流というのもあったりするから、私の考えですけども、市役所職員の交流ですね、お互いに一人ずつ入れ替えて派遣をします。そうして行った人が、阿久根から行った人たちのアテンドをします。まあこれは一つの提

案として、個人一人一人に今いきなり補助をとというのは、議論していきますけれども、それよりも、最初の考えのほうがいいのかなと思ったりするんですが。けど、青年部組織内がまだまとまっていないということで考え方をちょっと変えたということなんですが、別に最初の形でもいいのはいいんですかね。

#### 松木洋輔参考人

そうですね。組織で行けば交流の名目も立ちやすいでしょうし、お金を出しやすいのかなというのも重々理解できるので、行く行く市民がお互いに交流できるような形になれば、それは最高だなというふうに考えてはおります。

#### 岩崎健二委員長

ほかにありませんか。

#### 山田勝委員

私はね、これが出てきた時点でね、非常に喜ばしく思ったんです。こういう善化区との友好交流協定を仮に結んだとしてもね、もうそひこで済みやろうって思ってた中でですよ、松木さんからこういうのが出てきてですね、そして行こうという機運ができあがったということ、ものすごく喜んでおります。そういう中で、方法はいろいろたくさんあります。たくさんありますけれども、会議所青年部で行こうが、誰が行こうとですよ、例えば、松木さんが行く団体を自分でおつくりになって、参加者を募って行くというのも一つの手だと思いますよ。陳情書の後半に市長、議員をはじめ職員等と、と書いてありますが、行って交流をしたい、行って何かしたい、とにかく勉強してみたいというような方がですね、職員も議員も全く同じ立場で自主的に参加する。そういう団体をおつくりになってみることで、順に要綱ができたり条例ができたりしていくと思いますが、とにかくやろうということで一生懸命前に進んでいただきたい。そうしたら私たちも手を挙げてその中に加えさせていただきたい。市の職員の中でも、担当としてではなくて、一緒に行って勉強したいという方々を募って、一緒に行ってほしいなど。そうでないとね、なかなか元気のあまるまちはできないという気がしますので、そういうことで、私は積極的に取り組んでほしいし、また、自分たちも積極的に協力せないかんと思っております。これは私の意見ですが、松木さんはどう思いますか。

#### 松木洋輔参考人

青年部で議論が出た中で、やはり一番のハードルの高さはですね、海外に行ったことがない人がかなり多くてですね、まずパスポートを取らないかと。その取るということに対しても、ものすごくハードルを感じている人がかなり多いんですよ。飛行機に乗ってみればわかるんですけども、東京に行くのとなんら変わらないんですよ。ただ税関をちょっと通るだけの話であってですね、そんなに難しいことではないんですけども、行ったことない人はやっぱりどうしても構えてしまうんですよ。

市の後押し、財政面などところもあるでしょうし、例えば向こうで誰かアテンドをしてくれて言葉の壁がないとか、そういう支援があって、じゃあちょっと行ってみようかなという人が一人でも二人でもふえればいいかなと、そういうふうに思っております。

〔山田勝委員「了解です」と呼ぶ〕

#### 中面幸人委員

私も、民間主導でこういうのが長続きすればいいなと感じました。

個人個人にという思いも受け取りはするんですけども、個人個人というのは多分難しいとだろうと思うし、例えば、地区の老人クラブとかのいろいろな組織となれば行政側も助成もしやすいだろうと思います。善化区との交流を深める一つの手段として、とてもい

いことだと思えます。そして、アテンドを置くというのも、置けば安心して行けるし、いい考えだと思っております。

#### **仮屋園一徳委員**

私も賛成するほうです。今までの交流についてはですね、ボンタンを通じて、ロータリークラブと善化区との交流が始まりまして、その後、経済という面ではあまり交流が進んでいなかったところ、今回こういう陳情を出され、これが進んでいけば一番いいことだなと思えます。友好交流協定が交わされた後、ことし鶴翔高校の高校生が行って、今度また向こうから阿久根に来るようになっていきます。市としての友好関係は今始まったばかりだなあと思っています。

この陳情の文章だけでは理解できなかったんですけど、助成あるなしにかかわらず、自分たちが向こうに行く計画をされているということですので、私は行きやすい環境をつくってやるべきだなあとというふうに思いますし、その輪が広がって、近くてもなかなか越えられない一線が越えられるようになればいいなと思えます。私も平成27年に行ったんですけど、すごい夜店なんですよ。ああいうものを一つでもこっちに持って来てもらって、ああこういうものがあるんだといふうになれば、市の活性化にもつながっていくのかなと、そういう部分がほかにもたくさんあると思っております。

私が言ったことにもし何か意見があったらお願いします。

#### **松木洋輔参考人**

行って終わりじゃなくて、行って感じて、どんなものがあるのかということまで体験してきたいと思っております。阿久根市で台湾フェアをするなど、台湾をきっかけにまちおこしもできるのかなというのがあります。例えば、台湾ではやっているスイーツなんかを阿久根市の料理店で出してみたりとかですね、そういうこともできるかなと考えております。もちろん自分一人では絶対できないので、いろんな方の協力もいただかないといけないんですけども。なにしろ、自分の目で見て体験してこないことにはですね、どういうところかもわからないので。

実は私が4年くらい前、反日がものすごく強いときに韓国に行ったことがあります、そのときにもものすごく大歓迎されたんですね。日本人は大歓迎だと。いや、テレビでこんな言ってるんだけどと言ったら、それは政治の世界。市民は日本人が大好きですと。中国人はマナーが悪いけれど、日本人はすごく優しい人が多くて、お金もちゃんと使ってくれるし。というようなことですね、やっぱりテレビで見ているだけでは何もわからないというのが実感としてありました。台湾も行ったことがないので、一回行って見て、ということがいいのか、行ってからじゃないとわからないですけど、阿久根市の活性化にはつなげられるかなとは思っております。例えば、みどこい祭りの中に台湾フェア、台湾屋台とかというのもつくってもおもしろいのかなと。ほかのまちにないことなので。ほかのまちにないことを阿久根市でできれば最高だなとは思っております。

#### **濱門明典副委員長**

本当にいい提案であると思えます。こういうことを企画して、経験されてですね。私も一回台湾、外国といったら台湾にしか行ったことないんですけど。解放感があって、昔の日本を感じるようなところもありまして、非常に感激して帰って来たことがありましたけれども。本当にこういうことというのは体験してみないとわからない部分というのは非常に多いんですよ。

とにかく行って体験をして、その後ビデオレターみたいななのをつくって、阿久根、台湾が互いに放映し合えばかなり交流は進むと思えますね。一番最初というのは何でも難しい

ですよね。でもやってみてよかったとなれば、交流も深まるし、市議も市長も台湾旅行か  
っていう風評を払拭できるし、かなりいい提案だと私は考えますが、どうでしょうか。

**松木洋輔参考人**

おっしゃるとおり、旅行かと思われたらちょっと心外ではありますけども。なにしろ、  
旅行でもなんでも行って感じてこないことにはやっぱりわからないので、その台湾のよさ  
をみんなに伝えられたらいいなと思います。

**岩崎健二委員長**

ほかにありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で参考人への質疑を終結いたします。

ただ今の御意見等参考に、慎重に審査をいたしてまいります。参考人におきましてはお  
忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございました。本委員会を代表してお礼を申し  
上げます。

暫時休憩します。

( 休憩 15:51～15:53 )

**岩崎健二委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、陳情第13号について、所管課である商工観光課に出席を求め意見を聴取する必要  
がありますか。

**木下孝行委員**

我々で判断をして、陳情書に対して、意見をつけるのであればつけるといった形をとれ  
ばよろしいかと思えます。

**岩崎健二委員長**

商工観光課の出席はいらないということですか。

**仮屋園一徳委員**

いらないんですけど。ただ、この件についてはですね、企画調整課も関係して両方で対  
応してもらいたいなと思えます。

**濱門明典副委員長**

補助金を使うとなれば、そこは議員だけというわけにはいかないような気がする。

**岩崎健二委員長**

少し休憩します。

( 休憩 15:54～15:55 )

**岩崎健二委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ただいま、所管課についての出席は必要ないとの意見がありますが、異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、これより陳情第13号について採決に入ります。

〔発言する者あり〕

休憩します。

( 休憩 15 : 56 ~ 15 : 57 )

#### 岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

それでは、これより陳情第13号について採決に入ります。

討議、討論、採決の順番に進めますが、本陳情に関する採択・不採択の表明については、討論の中で行うようお願いいたします。

それでは、討議、討論に入ります。討議ありませんか。

#### 中面幸人委員

市も活性化のために初めて外部との友好交流の協定を結びました。そこで、若い人たちが立ち上がって民間主導でやっていくには、自分たちも実際に行って現地を知るべきじゃないかという趣旨のもとに、こういう陳情書が出ておりますけれども、このままではちょっと賛成しがたい部分もあるので、できれば文言を修正した上で、趣旨採択ではなく採択のほうにもっていきたいというふうに私は思っておりますが、ほかの委員の考えをお聞かせください。

#### 岩崎健二委員長

基本的に、陳情書の文言を変えるとすることは、陳情者の権利を侵害することになると思いますので、今委員がおっしゃるように仮に採択する場合は、委員会としてこういう意見があったと付して委員長報告をするしかないんだろうと思います。

[中面幸人委員「よくわかりました。」と呼ぶ]

ほかにありませんか。

#### 仮屋園一徳委員

今に関連してだけど、この文章の中で文言や文脈につじつまが合わず、直したほうがいいのかなどという部分が幾つもあるんですけど、こういった部分についての報告はどのようなものになるのでしょうか。

#### 岩崎健二委員長

委員長報告の中で、陳情書の、姉妹都市となっているがこれは友好交流協定であるとか、商工業団体の交流は聞き及んでいないとあったがこれはあったとか、そこらの個々の文言を使うかどうかは別として、陳情書の文言の使い方の若干の誤りや、あるいは意味合いの違うものは見受けられるが、陳情者の全体の趣旨としては理解できるものがあるので、例えば、皆さんが採択という結論になれば、採択という結論になったという報告になるかと思えます。

[仮屋園一徳委員「わかりました」と呼ぶ]

#### 濱門明典副委員長

陳情書の、青年部だけで視察、研修するのではなく、市長、議員をはじめ、市職員等と同行し、という部分は、市民が誤解し、非難ごうごうだと思っております。陳情者の方はそこらへんは強調されていなかったの、そこらへんの文言を皆さんが協議したような文言に変えていただいて採択ということはできないものではないでしょうか。

#### 岩崎健二委員長

休憩します。

( 休憩 16:01~16:02 )

**岩崎健二委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

**山田勝委員**

部分的にはいろいろとありますよ。こういうのを書くことがなれた人とか、役所の職員とかプロだとかじゃないから。でもこれは大まかに見ればですね、せっかく友好交流協定を結んだのだから、私たちも行って、そしてさらに交流を深めて、阿久根のためになんとかしようよ、というのがこの趣旨でしょ。であったら、せっかくこういう人たちが出てきて、こういう気持ちになったという、その趣旨や思いをなんとかしてくんでやらないと。

後のやり方については商工観光課が考えるだろうし、また私たちもここで意見を出せばいいじゃないですか。私はぜひ採択をして、執行については関連課がもっと勉強をして、できることなら、市の職員も議員も市民もですね、一緒に参加できるような団体をつくっていただいて、みんな参加できないかなと。そういう意味では採択をして、そして前に進ませてほしいというのが私の意見です。

**岩崎健二委員長**

ほかにありませんか。

**木下孝行委員**

私の意見はですね、事実とちょっと違う二つの点、姉妹都市としてある部分は正式名称の友好交流協定と本人に確認をした上で変えてもらって、高校生や行政関係者というところにはロータリークラブというのをに入れてもらって、あとは原案で判断すればいいと思います。

**岩崎健二委員長**

先ほど申しましたとおり、委員長報告の中で陳情書の文言等の一部誤りは見受けられるが、内容についてはよく理解できるものであり、参考人としての陳情者の意見等もほぼほぼ内容は一緒であったということで委員長報告に含めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

討議につい、ほかにありませんか。

なければ討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

それでは、陳情第13号について採決いたします。本件は採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、挙手により決します。本件は採択すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認めます。よって陳情第13号は採択すべきものと決しました。

暫時休憩します。

( 休憩 16:06~16:09 )

## 岩崎健二委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、審査内容の報告書について、原稿の記載及び提出については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ただいま議論されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告等につきましては委員長に一任されました。

さらに、市議会だよりの掲載についても委員長に一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日予定しておりました日程は全て終了しました。

このほか、委員から何かありませんか。

なければ、以上で本委員会に付託された案件は全て終了しましたので、あした予定されておりました委員会は休会といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、産業厚生委員会を散会いたします。

(散 会 16時10分)

産業厚生委員会委員長 岩 崎 健 二